

# 医 事 課

## 1. 医師確保対策について

### I. 医学部入学定員の動向

近年の医師不足問題の高まりを受け、従来の抑制方針を転換し、平成 20 年度より医学部入学定員については、段階的に増員を行ったところ。

その結果、平成 22 年度の入学定員については、地域の医師確保等の観点から、各都道府県のご協力のもと、360 名の増員を行い、過去最大の 8,846 名となった。平成 23 年度についても、更に同様の枠組みで 77 名の増員を行って 8923 名とする予定。

#### ○平成 23 年度における医学部入学定員の増員について

##### (1) 増員の枠組み

###### ①「地域枠」

- ・ 各都道府県と当該県内外の大学が連携し、地域医療を担う医師を養成するための定員増。(各都道府県の地域医療再生計画に基づき(地域医療再生基金の活用が可能)、医師確保に係る奨学金を活用し、選抜枠を設けて医師定着を図ろうとする大学の定員増を認める。)

###### ②「研究医枠」

- ・ 研究医を養成するための定員増。

###### ③「歯学部定員振替枠」

- ・ 歯学部入学定員を減員する場合の定員増。

##### (2) 増員期間

平成 31 年度までの 9 年間(前回の医学部定員増と終期をそろえるという考え方。以降の取扱いは、その時点の医師養成数の将来見通しや定着状況を踏まえて判断する。)

##### (3) 増員数

総数 77 名

(①・域枠 59 名+②研究医枠 6 名+③歯学部定員振替枠 12 名)

## II. 医師の勤務環境の改善について

近年、医師国家試験の合格者に占める女性の割合は約3分の1となっており、特に産婦人科・小児科については20代の女性医師の割合が半数を上回っている現状もあるため、出産や育児といったライフステージに応じた就労を支援していくための取組が課題となっている。そのため、女性医師の離職防止・復職支援を図るため、平成22年度から「女性医師等就労支援事業」を予算措置し、平成23年度予算案においても計上しているところである。

未実施の都道府県におかれては、今後必要な財源を確保することにより、積極的に活用いただきたい。

### ○女性医師等就労支援事業

女性医師等の再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育て、配偶者の転勤、日進月歩で進む医療の現場に戻りづらい等の理由が挙げられている。

このため、出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言及び就労環境の改善を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図るために必要な経費を補助するものである。

平成23年度予算案においては、都道府県へのニーズ調査の結果を踏まえ、

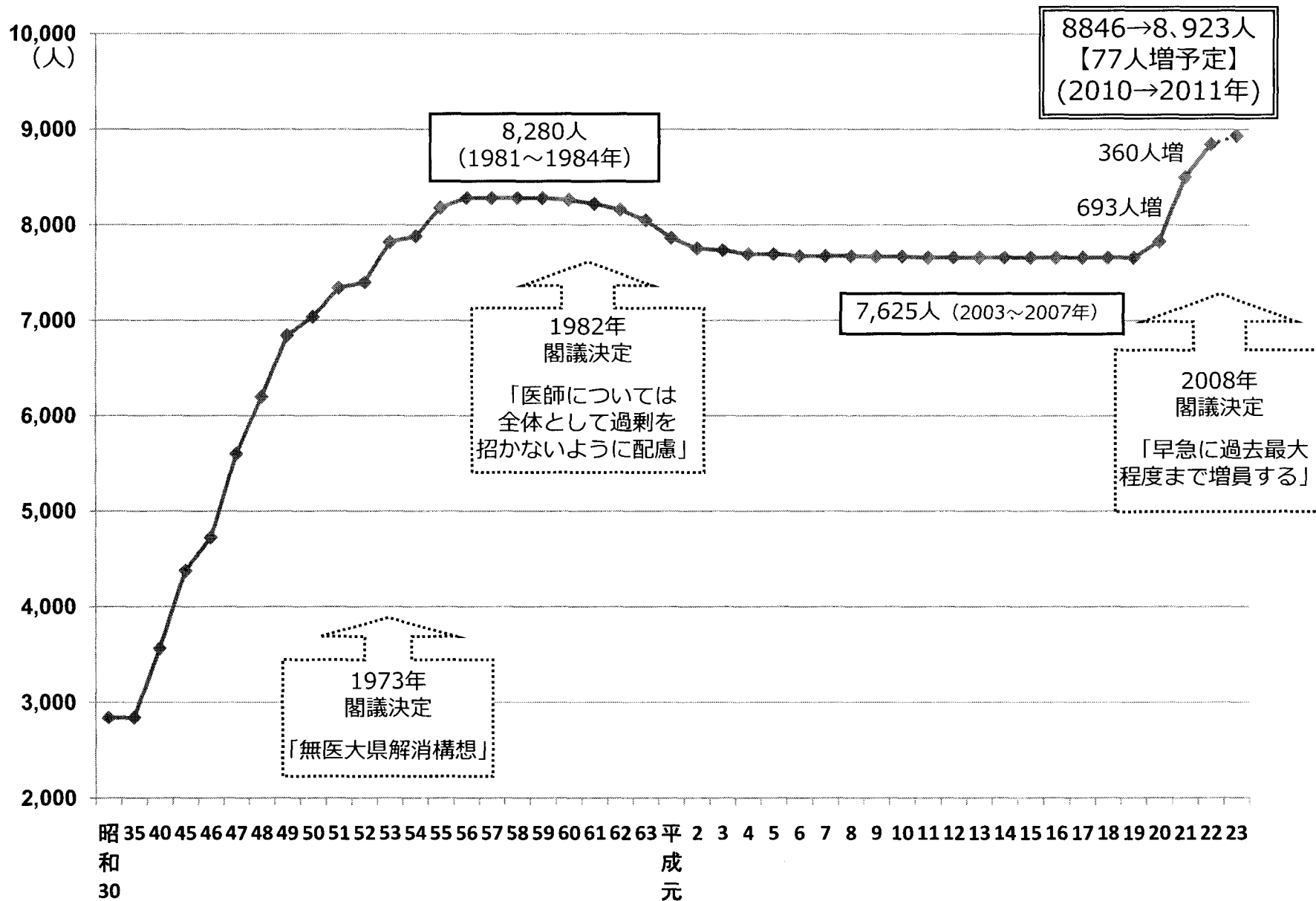
- ・ これまで各経費ごとに基準額を設定していた、病院向けの経費である「病院研修経費」と「就労環境改善経費」を一本化し柔軟な経費配分を可能とする。

- ・ 都道府県の負担割合を「1/2」から「1/2以内」とし、必ずしも都道府県の負担がなくても事業を実施可能とする。

など都道府県が当該事業を実施しやすくなるよう見直しを行った。

また、社団法人日本医師会へ委託している「女性医師支援センター事業」において、再就業を希望する女性医師の就業斡旋等を行うこととしており、当該事業との連携を図ることとしている。

# 医学部入学定員の年次推移



## 2. 医師臨床研修について

### (1) 平成24年度以降の対応について

平成21年4月に行った医師臨床研修制度の見直しに当たっては、臨床研修病院の募集定員及び都道府県別の募集定員の上限に関して、地域医療への影響等を踏まえ、激変緩和措置を講じ、平成23年度の臨床研修まで適用することとした。

今般、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において議論が行われ、平成24年度以降の募集定員に関する激変緩和措置の取扱いについては平成26年度の臨床研修まで継続することとし、次回の制度見直しの際に廃止するという方針がまとまったところ。

### (2) 臨床研修に係る補助金

医師臨床研修費補助金は、平成23年度予算案には142億円を計上し、新たに次の経費を補助の対象とした。(うち「元気な日本復活特別枠」で要望した事業の予算案 10億円)

- ① 医師不足地域の臨床研修指導医や研修医を確保するため、大学病院や都市部の中核病院と医師不足地域の中小病院・診療所が連携した臨床研修を行うための経費(臨床研修指導医確保事業)

【「元気な日本復活特別枠」で要望した事業】 10億円

- ② 都道府県等が設置する臨床研修に関する地域協議会において、研修医の地域定着を図る研修プログラムの開発や研修医の適正配置に関する協議を行うための経費(臨床研修に関する地域協議会設置促進事業)

1億円

各都道府県におかれては、これらの事業などを活用し、各地域において理想的な医師養成のネットワークの形成に積極的に取り組むことを願います。

## 平成24年度以降の臨床研修における対応について

### 1 募集定員に係る当面の取扱い(激変緩和措置)について

#### (1) 病院の募集定員について

- 激変緩和措置については、26年度の臨床研修まで継続することとし、次回の制度の見直しに併せて廃止する。

\* 次回の制度の見直しは、平成27年度の臨床研修に適用することを想定。

#### (2) 都道府県別の募集定員の上限について

- 「(1)病院の募集定員」と同様の取扱いとする。

### 2 激変緩和措置の廃止に向けた対応について

- 募集定員に係る激変緩和措置を地域医療に混乱をもたらすことなく円滑に廃止できるよう、次回の制度の見直しに向けて、地域における臨床研修病院群の形成を促進するとともに、研修の実施状況、地域医療の状況等を踏まえた募集定員の設定方法について検討を行う。

## (参考)平成21年 臨床研修制度の見直し(平成22年度の研修から適用)

### (1) 研修プログラムの弾力化

- ・必修の診療科は内科、救急、地域医療とする。 ※従来は、内科、外科など7診療科が必修。
- ・一定規模以上(研修医募集定員20名以上)の病院には、産科・小児科の研修プログラムを義務付ける。

### (2) 基幹型臨床研修病院の指定基準の強化

- ・新規入院患者数(3,000人以上)、救急医療の提供などについて、基準を強化する。
- ・新基準を満たさなくなる既指定の病院は、研修医の受入がある場合などに指定を継続する。(平成24年度まで)

### (3) 研修医の募集定員の見直し

- ・都道府県別に定員の上限を設定し、病院の定員は、研修医の受入実績や医師派遣等の実績を踏まえ設定する。
- ・病院の募集定員が前年度の採用内定者数(マッチ者数)を下回らないように激変緩和措置を行う。(平成23年度まで)

# 臨床研修指導医確保事業

平成23年度予算案 10億円

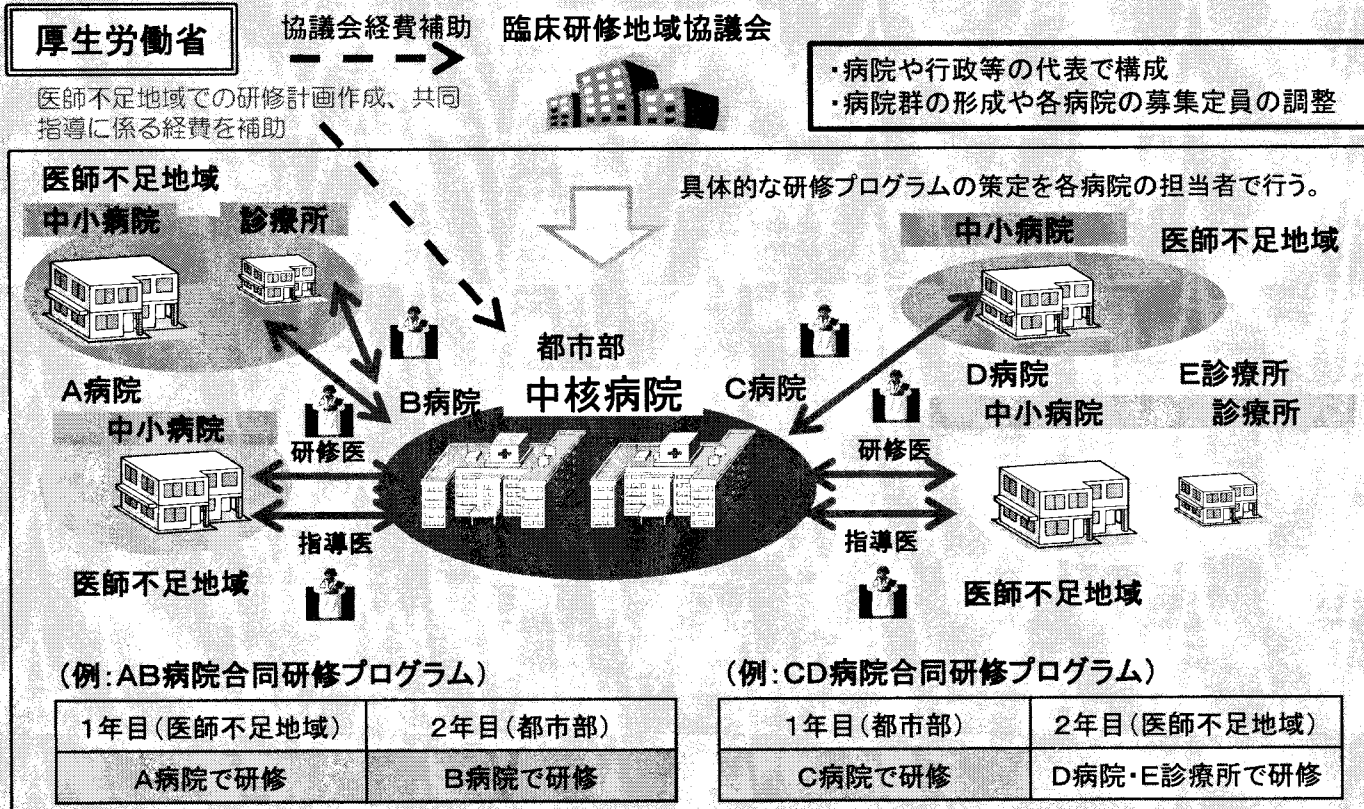
## 現状と課題

○ 医師不足地域の病院には研修医が集まりにくく、医師不足地域の指導医・研修医の確保が課題。

## 具体的な対策

○ 都市部の病院と医師不足地域の中小病院・診療所が連携した臨床研修の実施を促進。

## 事業イメージ



## 効果

・ 医師不足地域へ指導医を派遣

医師不足地域の指導医確保

・ 医師不足地域の研修医が一定期間勤務

指導医・研修医の地域偏在の是正

# 臨床研修に関する地域協議会設置促進事業

平成23年度予算案  
1億円

## 現状と課題

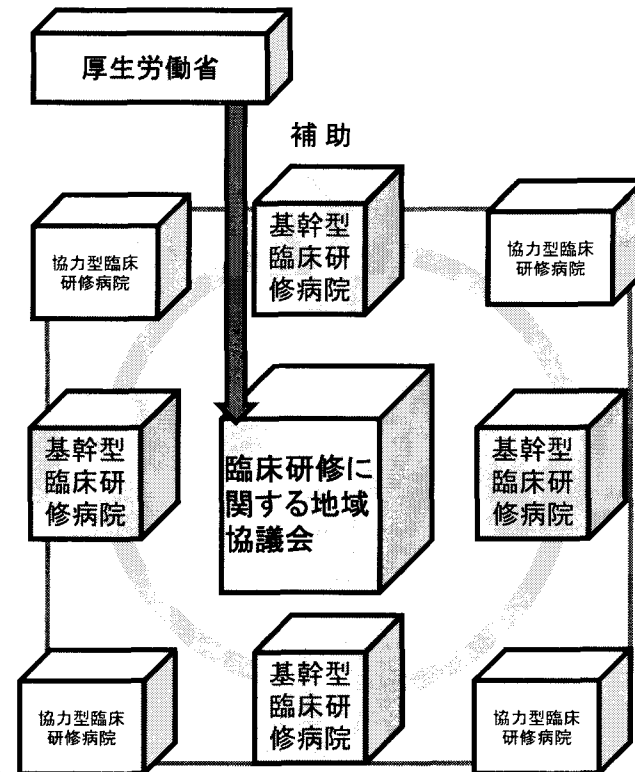
- 地域の中で臨床研修病院群の形成が進まず、研修医を募集しながら全く受入実績のない多数の臨床研修病院が存在
- 「医道審議会医師分科会医師臨床研修部会意見とりまとめ」を踏まえ、都道府県が地域における病院の募集定員を調整できる仕組みを導入
- 募集定員の調整を含め、臨床研修に関する取組を地域において検討・実施するためには、大学病院や臨床研修病院などで構成される病院群を構築することが有効
- 病院のネットワークにより地域全体で取組み、臨床研修の質の向上、研修医の確保に成果を上げている類似の先行事例(岩手県、三重県、鹿児島県)があり、研修医の地域定着や適正配置に成果を上げているため、この取組を全国的に促進する

## 具体的な対策

- ① 研修医の地域定着を図る研修プログラムの共同開発
- ② 地域における病院群の形成や病院の募集定員に関する調整

## 効果

- ・域内ネットワークを活かした特色ある研修による研修医の地域定着
- ・病院独自の研修プログラムに反映



地域の中核病院である基幹型臨床研修病院等が中心となって臨床研修に関する地域協議会を形成し、共同して①、②の事業を行う。



### 3. 医師、歯科医師の行政処分等について

#### (1) 医療関係資格者の行政処分対象事案の把握等について

医療関係資格者の行政処分対象事案の把握については、かねてより御協力いただいているところであるが、情報入手の適正化の観点から平成16年より医師及び歯科医師が刑事事件の被疑者として起訴された場合及び判決が出された場合に、法務省から当省に対し、医師の氏名、事件の概要等の情報が提供されることとなっている。

このため、法務省から提供のあった情報を含め、各都道府県に判決書の入手等を依頼することとしているので、引き続き御協力をお願いします。

また、その他の医療関係資格者については、従前の取扱いと同様に各都道府県に対象事案の把握及び判決書の入手等を依頼することとしているので、引き続き御協力をお願いします。

#### (2) 医師等に対する再教育研修に係る弁明の聴取について

平成19年度から、医師及び歯科医師の行政処分対象者に厚生労働大臣が再教育研修受講を命ずることとなったが、被処分者にとっては不利益処分となるため、処分に先立って弁明の聴取を行う必要がある。

行政処分対象者の意見の聴取等については、かねてより御協力いただいているところであるが、これに加えて、再教育研修に係る弁明の聴取も行って頂きたい、引き続き御協力をお願いします。

#### 4. 医師等の資格確認について

##### (1) 医療機関、保健所等における資格確認について

医療機関等において、医師、歯科医師及びその他の免許資格職種を採用する場合は、免許証等の原本により資格を有していることの確認を求めているほか、保健所等において、免許証の再交付申請があった場合は、厳密に本人確認を行うよう求めているところである。

しかしながら、平成20年度には、偽造した医師免許証又は看護師免許証の写しを使用して、無資格者が長年にわたり医業等を行っていたという事例が発生し、さらに、昨年5月には採用時に医師免許証の偽造コピーを提出した事例が発生しており、誠に遺憾である。

医師等の資格確認については、昭和47年1月19日付医発第76号、昭和53年3月20日付医発第289号及び昭和60年10月9日付健政発第676号により通知しているところであるが、今後このような事例が発生することのないよう、医療関係職種の採用の際には免許証の原本確認を十分行うよう関係部局、貴管下保健所、病院、診療所等関係機関に対し、指導されたい。

また、医師、歯科医師については、平成19年4月から厚生労働省ホームページ上で運用を開始した「医師等資格確認検索システム」

(<http://licenseif.mhlw.go.jp>)も活用するなどにより適正な資格確認を行うよう徹底願いたい。

##### (2) 免許登録申請手続の迅速化について

医師等医療関係職種の新規免許登録については、例年3月末から4月にかけて登録申請が集中し、申請から登録完了まで一定の期間を要していることから、医事課試験免許室が行う審査業務等をさらに効率化し、免許登録事務の迅速化を図ることとしている。

また、保健所への申請書提出から医事課試験免許室への進達までに要する期間が、都道府県によって差が生じているとの指摘もあることから、各都道府県においても、関係部局、貴管下保健所に対し、審査が終了した申請書を速やかに進達するよう指導する等、迅速化に努めて頂きたい。

## 5. 異状死死因究明について

監察医制度が適用されている一部の大都市圏を除いて、異状死の死因究明のための解剖については、広く実施されているとは言えない状況にある。

このような現状に鑑み、異状死の死因究明のため、大学法医学教室との連携等により独自に解剖等の取組を行っている地方公共団体に対し、行政解剖や死亡時画像診断に要する経費に対し財政支援を行い、死因究明のための体制づくりを支援するための「異状死死因究明支援事業」について平成22年度に予算計上したところである。

平成23年度予算案においては、地方公共団体が当該事業を実施しやすくなるよう、定額補助への見直しを行うとともに、死亡時画像診断に要する経費に係る支援についても増額することとした。

併せて、死亡時画像診断のためのCT等の施設・設備整備費を補助する「死亡時画像診断システム整備事業」についても、平成22年度に引き続き予算計上しているところである。

## 6. 医療従事者の養成について

(1) 医師等医療関係職種の状態試験については、各職種の更なる質の向上を図る観点から、適宜、試験の改善を図り、その実施に努めているところである。

また、平成23年の状態試験は、別冊の関係資料のとおり実施するので、合格発表後の免許申請手続きにあたっては、引き続き適切な実施方をお願いします。

(2) 医療関係職種の養成所については、近年、指定規則に適合しない教員による授業の実施や、学則に適合しない授業の実施など、不適切な事例が多数見受けられることから、各地方厚生(支)局を中心として指導監督を徹底していくこととしており、引き続きご協力をお願いします。

## 7. あはき無資格者の取締り等について

あん摩、マッサージ又は指圧について、無資格者が業として行っているとの情報が当課に多く寄せられているところである。

このため、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）第1条により、免許を有さない者については、あん摩、マッサージ又は指圧を業とすることはできないこととなっていることについて、周知・啓発を図られたい。

また、免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取扱いについては、「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取締りについて」（昭和39年11月18日付け医発第1379号）において示している趣旨を踏まえ、保健所等関係機関とも連携し、その徹底を図られたい。

さらに、あはき法第1条のあん摩、マッサージ又は指圧が行われていない施設において「マッサージ」等と広告することについては、同施設においてあん摩マッサージ指圧が行われていると一般人が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないものであるので、各都道府県におかれても、このような広告を行わないよう指導方願います。

（関連のホームページ）

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/061115-1.html>